

平成31年度
国立大学法人筑波大学
年度計画

平成31年3月29日 届出

目 次

大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置	1
1 グローバル化に関する目標を達成するための措置	1
2 国際的に互換性のある教育の実施に向けての目標を達成するための措置	3
3 学生の自立性を高めるための支援等に関する目標を達成するための措置	9
4 世界トップレベルの研究の推進に向けての目標を達成するための措置	10
5 研究の健全化を達成するための措置	13
6 産学連携機能とイノベーション創出に向けての目標を達成するための措置	14
7 筑波研究学園都市を含めた地域との連携に向けての目標を達成するための措置	16
8 附属病院に関する目標を達成するための措置	17
9 附属学校に関する目標を達成するための措置	19
業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	20
1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置	20
2 法令遵守等に関する目標を達成するための措置	21
3 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置	22
財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置	23
1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置	23
2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置	24
3 資産の運用管理の改善及び施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置	25
自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置	26
1 評価の充実に関する目標を達成するための措置	26
2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置	26
その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置	27
1 安全管理に関する目標を達成するための措置	27
予算(人件費の見積りを含む)、収支計画及び資金計画	28
短期借入金の限度額	28
重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画	28
剰余金の使途	28
その他	28
1 施設・設備に関する計画	28
2 人事に関する計画	29

平成 31 年度 国立大学法人筑波大学 年度計画

(注) 内は、中期計画を示す

大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 グローバル化に関する目標を達成するための措置

ワールドクラスの大学にふさわしく、大学のグローバル競争力を強化し、国際的互換性のある教育と世界トップレベルの研究を行うため、次項以下に掲げる措置と併せて実施する具体的方策

(1) スーパーグローバル大学創成支援「トランスボーダー大学がひらく高等教育と世界の未来」事業の目標達成に向け、世界のパートナー校と連携し、教育研究の資源を共有するキャンパス・イン・キャンパス構想を通じて、組織・国などの壁を乗り越えた国際協働教育研究を推進する。

<KPI：平成 33 年度までに 10 のパートナー大学とキャンパス・イン・キャンパス協定を締結>

(1) 平成 30 年度にオハイオ州立大学を加えて 8 大学に拡大したキャンパス・イン・キャンパス構想に係る協定大学を 1 校増やす。

グルノーブル大学に加えて、平成 31 年度に増やす 9 校目のキャンパス・イン・キャンパスパートナー大学との間で科目ジュークボックスを活用した履修コースを整備する。

(2) 国際共同学位プログラム、海外研究ユニット招致を含む共同プロジェクト等の教育研究活動支援や海外派遣支援を実施するとともに、英語だけで履修可能な教育プログラムの拡充等を通して、学生・教職員・研究者の国際的な人材交流及び教育研究のグローバル化を進める。また、多様かつ優秀な留学生の受入支援や入学者選抜方法を強化して、留学生比率を国際的な水準まで高める。

<KPI：平成 33 年度までに国際共同学位プログラムを開設、海外研究ユニットを延べ 6 ユニット以上招致、英語だけで履修可能な教育プログラムを平成 27 年度 43 プログラム、平成 33 年度 60 プログラム、外国人学生 20% >

(2) 大学院における多様かつ優秀な留学生の確保に向けた入学者選抜方法の強化のため、Web 出願化していない教育組織のシステム構築を進め、全学での導入を完了する。また、学位プログラム制に関する情報を英語で発信する。

日本人学生と留学生の交流が、より日常的に行われるよう、学生が集いやすくなる、より魅力的な環境を提供し、日本人学生の異文化理解を深化させることにより、日本人学生の海外留学への動機づけを強化する。さらに、留学フェアを春季、秋季に 2 回開催する。

(3) スーパーグローバル大学創成支援事業におけるキャンパス・イン・キャンパスや海外研究ユニット招致等の構想を実現するため、国際性が日常化し、外国人にとっても快適なキャンパス環境を創成する。

<KPI：平成 33 年度までに外国人教員 10% 及び外国人学生 20% (以上他項目との重複掲載) 各系支援室にエリアコモンズ要員を配置、主要広報資料及び教務関係重要文書の複数言語化 >

(3) スチューデント・コモンズにおける、海外留学経験者による「海外留学相談デスク/ライティング・ヘルプデスク」の支援を継続するとともに、附属図書館との連携により、海外留学相談及び情報提供サービスの一層の充実を図る。

各系支援室に配置されているエリア・コモンズについて、引き続き、各系長等との意見交換を通して、部局のニーズ及び課題を抽出し、解決に向けて取り組むことにより、さらなる機能の向上を目指す。また、エリア・コモンズグッドプラクティス等に係るSDセミナーを6回以上実施し、業務内容の共有と改善を図り、部局における国際交流支援体制を強化する。大学院シラバスの主要項目（科目名と授業概要）等について英語化を進めるとともに、英語版を作成予定である23募集要項全てで英語化を完了する。

(4) これまで大学、部局により特定の目的（優秀な留学生の確保、派遣学生への支援、学術交流支援、帰国留学生のネットワーク形成等）でそれぞれ整備してきた海外拠点を、スーパーグローバル大学創成支援のキャンパス・イン・キャンパス構想などの大学としての戦略的役割を付加することにより、機能の高度化を図る。

<KPI：平成33年度までに7以上の海外事務所等を大学の高機能中核拠点として整備>

- (4) 高機能中核海外拠点において、国際協働教育研究の推進に向け取り組んでいる教職員の相互派遣等に活用しうる現地とのマッチングファンド研究費について、検証及び改善を図る。高機能中核海外拠点におけるリクルーティング活動の強化を図るべく、現地留学フェアの開催、現地教育機関等への戦略的なプロモーション活動を積極的に進める。

筑波研究学園都市全体のグローバル化の牽引に関する具体的方策

(5) 筑波研究学園都市内の諸機関と連携し、外国人研究者の子弟を含む居住者に対する教育・医療サービスの提供に貢献する。また、学内教育研究組織に加えて筑波研究学園都市内の研究機関などの参加を得てつくばグローバル・サイエンス・ウィーク(TGSW)を開催するなど国際会議等の主催を通して、教育研究成果を積極的に世界に発信することにより、本学及び筑波研究学園都市全体のグローバル・プレゼンスを強化する。

<KPI：平成33年度におけるTGSWの国外参加機関数30機関、国外参加者数300人>

- (5) 「社会と科学技術」をコンセプトとして第1回目が開催される「筑波会議」において、つくばグローバル・サイエンス・ウィーク(TGSW)における成果を踏まえ、本学主催のセッションを数多く実施し、本学のグローバル・プレゼンスの向上を図る。附属病院において、院内環境の更なる整備を行うとともに、「外国人患者受入れ医療機関認証制度」(JMIP)の受審結果を踏まえ、外国人患者の受入れ体制の改善を図る。

2 国際的に互換性のある教育の実施に向けての目標を達成するための措置

国際的に互換性のある教育による人材育成に関する具体的方策

(6) 学生本位の視点に立った教育を提供し関係者に対する教育の質の保証を実現する観点から、既存の学位プログラムの充実、新たな学位プログラムの開設を含めて教育課程を学位プログラムによるものに移行し、国際的互換性と国際的協働性を持った教育システムを構築する。

<KPI：平成 30 年度までにすべての教育課程を学位プログラム制に移行>

(戦略性が高く意欲的な計画)

(6) 平成 30 年度に学内決定した学位プログラムの編成及び教育課程並びに大学院の新組織の編成及び入学定員(計画)に基づき、新組織への移行準備を完了させる。また、新組織の入学定員に基づき学位プログラムごとに設定した募集人員により入学者選抜を実施する。

(7) カリキュラムマップを含む科目ナンバリング制を整備・充実するとともに、チューニングシステムを構築する。

<KPI：平成 30 年度までに全科目のナンバリングを完了>

(7) 平成 30 年度末までに付番したナンバリングに基づき、新規開設科目も含めて、その運用方法・利用方法について整備を行う。

平成 31 年度版筑波スタンダードに、本学学士課程において全学共通に達成すべき汎用的能力を明示し公表する。

(8) 学士課程及び大学院課程の学位授与要件を明確化し、カリキュラムを再考する。大学院課程においては研究学位、専門学位、専門職学位の 3 系統の学位プログラムを導入する。

<KPI：平成 33 年度までに社会科学分野、工学分野、保健学分野、人間科学分野などにおいて専門学位を授与する学位プログラムを数プログラム開設>

(8) 修士又は博士にふさわしい研究能力とともに社会における現実の課題に即した「現場力」の養成に対応する学位を専門学位と位置づけ、平成 32 年度からの学生受入に向けて、複数の分野において専門学位を授与する学位プログラムの開設準備を行い、入学試験を実施する。

(9) 学士課程の教養教育を見直すとともに、学士課程から大学院課程までにわたる先導的な総合智教育を構築する。

<KPI：平成 33 年度までに大括り入学者選抜に対応できる教養教育プログラムを開設する。平成 31 年度までに総合智教育プログラムを開設>

(9) 平成 33 年度から入学する総合選抜による学生の履修が円滑に行われるように、初年次から複数の専門分野に触れることにより広い視野を育てることを目的とした「SF (Specialty Finding) 教育」に基づく学士課程教育を平成 31 年度から実施する。

平成 30 年度に策定した総合智教育の定義に基づいて、各教育組織の教育方針、教育内容、スタンダードと定義の整合性を図り、学士課程から大学院課程にわたる教育課程を体系的に編成する。

平成 30 年度中に具体化した平成 32 年度から実施する総合選抜等入試改革及び初年次教育改革や総合智教育の在り方を含む平成 31 年度からの新学士課程教育の内容を踏まえ、その全学的な推進に相応しい高等教育アクティブセンター(仮称)の在り方・機能を再整理し、平成 31 年度中に設置準備を完了する。

質の高い教育を実施する体制の確立に関する具体的方策

(10) グローバル教育院を充実させ、分野横断型学位プログラムの導入を推進する。また、国際的及び国内的な共同学位プログラム等を開設する。

<KPI：平成 29 年度までに鹿屋体育大学との共同専攻を開設し、平成 32 年度までにボルドー大学、国立台湾大学、モンペリエ大学、マレーシア日本国際工科院等との連携協力による学位プログラムを開設>

(10) グローバル教育院で運営する新たな学位プログラム「ヒューマニクス学位プログラム」(平成 30 年度卓越大学院プログラム採択)において学生受入を開始する。

現在グローバル教育院(大学院)で運営している3つの学位プログラムを、平成 32 年度に設置予定の新たな教育研究上の基本組織の中に位置づけるべく、移行準備を進める。

(11) 学生、教職員の国際的コミュニケーション力を高めるための「グローバルコミュニケーション教育センター」を部局化も視野に入れながら充実させる。また、これまで異なる主体で実施していた学群第一学年及び第三学年の学生を対象とする外部の英語能力検定試験を同センターで一元的に実施することとし、学生の受験率を飛躍的に高める。また、学群所属留学生に対するベーシックな日本語教育を実施する。

<KPI：平成 33 年度までに第一学年及び第三学年の外部の英語能力検定試験受験率を 90%以上とする、平成 33 年度までに全ての学群所属留学生に対してベーシックな日本語教育を実施>

(11) 外部の英語能力検定試験として引き続き TOEFL ITP テストを一元的に実施し、同試験を英語 PDCA サイクルに位置づけ、入学時から卒業までを見越した英語能力向上を確認する仕組みを構築する。

平成 31 年 9 月に受入れを開始する留学生を対象とした総合理工学位プログラム(学士課程)に対応した日本語教育を実施する。

(12) スーパーグローバル大学創成支援事業、スーパーグローバルハイスクール事業(SGH)や国際バカロレア教育システムの構築、附属学校教育、大学教育を通じてグローバル人材を育成する。

<KPI：平成 33 年度までに SGH 指定校である附属高等学校、附属坂戸高等学校における高校在学中の海外での武者修行の経験者：SGH 対象生の 80%以上>

(12) スーパーグローバルハイスクール事業(SGH)の成果発信を行うとともに、引き続き国際交流プログラムを実施し、グローバル人材の育成を一層推進する。

国際バカロレア・ディプロマプログラム(DP)コースを整備し、1~2年目カリキュラムを着実に実施するとともに、国際教育修士プログラムとの連携活動の実施状況の検証を踏まえて改善を図る。

教育の質の向上に資する環境整備に関する具体的方策

(13) 学生の学修環境を整備する観点から、e-ラーニングシステムの充実を図るとともに、教育情報システム(TWINS)、教育課程編成支援システム(KdB)等の教育関係情報システムの一体的な利用環境を整備する。

<KPI：平成31年度までに関連システムを整備して一体的な利用環境を実現>

(13) 教育情報システム(TWINS)及び教育課程編成システム(KdB)の更新等に伴うシステムの機能を検証するとともに、関連システムの一体的な利用環境を整備する。
総合選抜(大括り入試)入学者の学類・専門学群への移行のためのシステムを導入し、平成32年7月試行に備えて準備する。

(14) 学生の主体的な学びを実現する観点から、学生による達成度自己評価システムを確立する。また、学習成果の評価システムを整備するとともに、アクティブラーニングや反転授業など学生の能動的な学修を促進する教育体制及び教育方法を導入する。これに関連して、専門分野ごとの特性を踏まえた学生ワークシートを開発する。

<KPI：平成28年度中に1～2分野で学生ワークシートに関する試行を行い、その成果を踏まえて平成33年度までに全分野に拡大>

(14) 学士課程の新教育課程の開始に伴い、到達度評価システムの実施・運用に必要な教学関連データの蓄積を開始する。
学生の能動的な学修の促進等に向けて、FD研修会の開催や先進事例の共有など、教員の教育力向上に資する取組を充実させる。

(15) 社会人等のための学修機会の拡大、社会人等が学びやすい環境を実現する観点から、大学院等における社会ニーズに合った早期修了プログラムの拡大、e-ラーニング、公開オンライン授業の導入を進める。また、将来の大学院専門学位プログラムへの移行を見据えてスポーツアカデミーなど様々な形態の履修証明プログラム等の拡大を図る。さらに、サマースクールなど履修証明の付与にかかわらず非正規の教育活動の仕組みの整備・体系化を図り、適正な対価を設定する。

<KPI：早期修了プログラムの拡大；平成27年度大学院総入学定員の5% 平成33年度同7%、履修証明プログラム等の拡大；平成27年度23コース 平成33年度33コース>

(15) 社会人等のニーズに応じた履修証明プログラム、職業実践力育成プログラム(BP)等の実施により社会人の学び直しを推進する。
社会人等に対し適正な対価を徴収するエクステンションプログラムを18件程度実施する。

国内外の大学や筑波研究学園都市の研究開発法人とのトランスボーダー連携に関する具体的方策

(16) 国内外の国公立大学と次の方法により、教養教育あるいは専門分野における相補的、互恵的な補完を行う共同学位プログラムを実施する。

(1) 科目ジュークボックス(パートナー大学と授業科目を相互に提供、共有し合うシステム)の活用

(2) e-ラーニングの活用

(3) 大学間協定による単位互換の利用

(4) 学外学修の認定等の利用

(5) 教育課程の共同実施

<KPI:平成 32 年度までに(1)~(5)の形態ごとのモデルプログラムを開設し、平成 33 年度以降に拡大実施>

(戦略性が高く意欲的な計画)

(16) 科目ジュークボックスの登録科目の拡充の状況を踏まえ、キャンパス・イン・キャンパス協定締結校における留学・研究等の活動の状況を検証する。

(16の2) 国内外の政府、大学等からの要請に基づき、外国の大学の教育課程に位置付けられる日本国内への受入インターンシッププログラムなど、教育業務を受託し、国際的な互換性維持に配慮しつつ、既存の連携方策の改善とより多様な連携形態の導入に取り組む。

(16の2)

関係大学等のニーズを踏まえた各プログラムを引き続き実施するとともに、検証を行いつつ各プログラムの改善を図る。

海外大学からの学生インターンシップについて、規程等の受入れ体制の構築ができたことを踏まえ着実に実施する。

(17) 筑波研究学園都市の研究開発法人及び企業の開発研究部門の研究者と筑波大学の関連分野の研究者の協働により、大学院課程を中心に多くの分野で学位プログラムを実施する。

<KPI:平成 29 年度までにライフイノベーション学位プログラムを実施し、平成 30 年度以降より他分野へ拡大>

(戦略性が高く意欲的な計画)

(17) 本学と国内外の企業・研究機関の連携により発足した「レジリエンス研究教育推進コンソーシアム」を運営母体とした、協働大学院方式による新たな学位プログラムの開設準備を進め、平成 32 年度からの学生受入開始に向けて入学試験を実施する。

世界から多様かつ優秀な学生を受け入れる入学者選抜に関する具体的方策

(18) 教育システムと体制の再構築に従い、ディプロマポリシー及びカリキュラムポリシーを定めた「筑波スタンダード」を内容がより明確となるよう洗練し、これらに基づくアドミッションポリシーに沿って、世界から優秀な学生を受け入れるための国際バカロレア（IB）スコアの一層の活用などグローバル入学者選抜システムを確立する。

<KPI：平成 33 年度までに入学者選抜試験を経て入学する外国人学生を学群は 10%、大学院は 20% まで拡大>

(18) グローバル入学者選抜に対応した Web 出願システムの改修及び統一化を推進する。
学士課程における募集人員を設定した留学生対象入試（平成 33 年度入試）の円滑な実施に向けた準備を進める。

(19) 学士課程においては、入学希望者（外国人高校生や社会人を含む）の真の能力を最大限に引き出す教育システムに対応できる人文社会系、自然科学系などの大括り入試を実施する。

<KPI：平成 32 年度までに大括り入学者選抜を実施>

(19) 総合選抜（大括り入試）の導入に向け、強固な入試実施体制等を構築する。
平成 33 年度入試に向け、募集要項の内容を検討するとともに、Web 出願システムの構築及び入試システムの改修を行う。
総合選抜（大括り入試）による志願者確保のため、積極的に広報活動を行う。

教育研究組織の見直し、再編成に関する具体的方策

(20) 国際的互換性のある学位プログラム制による教育に全学的に移行するとともに、分野横断型の学位プログラムを拡充する。

これに併せて、大学院課程においても学校教育法第 100 条ただし書の規定により置くことができる研究科以外の教育研究上の基本となる組織として、教育を担う組織（以下のとおり）と研究を担う組織（計画 29-2 に掲げる「系」）を置く。また、教育を担う組織には大学院設置基準第 6 条に規定される「専攻」相当の組織を置き、構成する学位プログラムを管理する。

これにより、それぞれの教育課程に効率的に資源投入し、最大限の効果が得られるよう教育課程と授業科目を管理するとともに、教育イニシアティブ推進機構（仮称）を置き、授与する学位の質保証並びに評価に基づく教育組織の入学定員の見直し及び学位プログラムごとの適切な配分を実施する。

教育を担う組織

ビジネス科学・人文社会科学研究群（仮称）、理工・情報・生命研究群（仮称）、
人間総合科学研究群（仮称）

(20) 平成 30 年度に学内決定した学位プログラムの編成及び教育課程並びに大学院の新組織の編成及び入学定員（計画）に基づき、新組織への移行準備を完了させる。また、新組織の入学定員に基づき学位プログラムごとに設定した募集人員により入学者選抜を実施する。
学士課程から大学院課程にわたる教育の質保証及び質向上を図ることを目的とした教学マネジメント室（仮称）の発足に向けて、準備を完了させる。

(21) 社会的ニーズを踏まえて、人文社会科学分野、図書館情報学分野などの教育組織、教員組織を見直す。また、法科系及び教育系の大学院などについて研究学位、専門学位及び専門職学位に対応できる教育組織への再編成を推進する。

<KPI：平成 28 年度から平成 31 年度において見直しを実施し、平成 32 年度までに見直し結果に基づき必要な行動計画等を策定>

(21) 学問の進展や社会のニーズに的確に対応した学位プログラムを展開すべく、全学的に大学院の組織の見直しを行い、平成 32 年度の新組織設置に向けて移行準備を完了させる。

3 学生の自立性を高めるための支援等に関する目標を達成するための措置

学生の自立性を育成するための支援に関する具体的方策

(22) 学内外における自主的・主体的な活動を促進し、一部自立した活動への経済支援を講じるとともに、経済困窮者に対する本学独自の奨学金や授業料免除等の経済支援を充実する。また、在学期間内に多くの学生を武者修行のために海外に派遣する。

<KPI:在学期間内に学生の半数相当を海外派遣>

(22) メンタルヘルス対応や自殺防止について教育組織等の連携体制強化を検証するとともに FD を実施する。

平成 29 年度に策定した授業料と奨学金が一体となった経済支援の運用モデルに関して平成 30 年度の実施状況を踏まえ、引き続き検討する。

快適で安全・安心な学生生活の環境の創出に関する具体的方策

(23) 学修環境や生活環境を学生宿舎におけるグローバル・レジデンス整備事業を中心に計画的に整備し、学生が心身ともに快適かつ安全・安心で質の高いキャンパスライフを送ることができるようにする。

<KPI:平成 30 年度までにグローバル・レジデンスを整備>

(23) 短期・ショートステイハウスの一部を、一般学生宿舎として運用し、入居率の改善を図る。平成 30 年度から全ての建物において学生の入居が開始されたグローバルヴィレッジにおいて、夏祭りやニューイヤーパーティー等のイベントを通じて、在学留学生の入居率の改善を図るとともに、日本人学生と留学生の交流促進に努める。

キャリア形成・就職支援の拡充に関する具体的方策

(24) 学生のキャリア支援に関わる体制を見直し、様々なハンディキャップを有する学生をはじめ、学群及び大学院学生、日本人と留学生などを一元的に支援する「筑波大学ダイバーシティ・アクセシビリティ・キャリアセンター」を設置し、教育研究組織と連携しつつ、ポスドクを含むすべての学生の多様な進路希望に応えるべくキャリア形成を全学的に支援する。特に、発達障害を含め多様な障害のある学生に対する公平・公正な評価に必要な支援モデルを構築する。

<KPI:平成 33 年度までに国内にいる同窓生のネットワークを整備するとともに、留学生の進路把握システムを構築し、海外にいる同窓生のネットワークを順次整備、平成 31 年度までに発達障害学生に対する支援モデルを構築>

(24) 全ての学生を対象とした発達障害の傾向や知的能力に関するアセスメントについて、平成 30 年度における試行の結果を踏まえ、専任アセッサーの配置及びアセッサーの養成を進め、本格的に実施する。

国内外の同窓会等との交流を推進し、ネットワークの拡充を図る。

4 世界トップレベルの研究の推進に向けての目標を達成するための措置
基盤研究の着実な実施及び学際横断型研究の飛躍的推進に関する具体的方策

(25) 国内外の大学等の研究機関との連携の強化、双方向型共同研究、大型国際共同研究の実施や海外研究ユニット招致等を通じて、本学の強み、特色のある数理科学、環境エネルギー、情報計算科学、生命・医科学、人文社会科学、スポーツ科学などの分野において国際的な共同利用・共同研究拠点を形成する。

(戦略性が高く意欲的な計画)

(25) 国際的に高い成果を期待できる研究分野における支援の実施状況について検証し、見直しを行う。
招致期間が終了するユニットについて、期間中の業績を評価し、継続すべきユニットを選定する。

(26) 重点的な研究支援を一層加速し、WPI「国際統合睡眠医科学研究機構」や計算科学研究センター、生命領域学際研究センター(TARA) 人文社会国際比較研究機構、つくば機能植物イノベーション研究センター、下田臨海実験センター等を中心に世界トップレベルの研究を推進する。

<KPI：相当数の研究領域において世界100位以内を実現>

(戦略性が高く意欲的な計画)

(26) 国際統合睡眠医科学研究機構において、ヒト睡眠研究グループの拡大・強化、未来社会工学開発研究センターとの連携強化及び製薬会社等との産学連携強化を図る。
国際共同利用・共同研究拠点等の世界最高水準の拠点形成を恒常的に可能とする体制を構築するため、世界展開研究拠点形成機構(仮称)を創設する。

社会還元型研究をオールつくばで推進するための具体的方策

(27) 国際産学連携本部の下に外部資金による新たな開発研究センターシステムを導入し、企業との共同研究、共同出資による研究組織の整備、研究施設・設備の学内外の共用化・共有化を通じて社会還元型研究を積極的に推進する。

<KPI：平成29年度までに藻類バイオマス・エネルギーシステム開発研究センターの活動と関連システムを確立し、平成30年度以降順次他分野へ拡大>

(戦略性が高く意欲的な計画)

(27) 本学の強みを活かした分野において社会還元に特化した研究を進める開発研究センターによる企業等との共同研究を通じて外部資金の獲得を積極的に推進するとともに、開発研究センターを新たに2件設置する。
研究施設・設備の学内外における共用・共有化を図るため、最先端機器の共用化に向け機器登録等の積極的な周知を行うとともに、今後利用増加が見込まれる機器のデモンストレーションや委託利用を実施する。

(28) 筑波研究学園都市内の大学、研究開発法人、企業研究所、その他の研究機関と協働し、TIA-nano方式を一層発展させた連携形態として、省庁や企業組織などの壁を越えて人材を結集することのできるイノベーション研究プラットフォームを構築することによって、新たなデバイス・機器や機能性植物の開発やサイバニクスを含む新規医療の研究など社会還元型研究を推進する。

(戦略性が高く意欲的な計画)

(28) TIA-nano方式を一層発展させた連携形態によるイノベーション研究プラットフォームを構築し、研究開発法人、企業研究所、その他の研究機関と協働してイノベーション研究を推進するとともに、平成32年度以降のTIA第3期ビジョンの策定に向けた検討を行う。

学内の研究システムの大胆な改革に関する具体的方策

(29) 基礎研究、学際横断型研究、大学の戦略に基づく研究をバランスよく進めるとともに、各研究組織に対する支援や権能付与を全体として統合的でしかも評価に基づくものとするため、研究センターの改組・再編・集約のための見直し結果を踏まえ、学内の研究組織を学術的な先端研究センターと開発研究センターに大別し、学術的な先端研究センターについては5年ごとに評価を実施し段階認定(4段階(R1~R4))を行う仕組みを導入する。なお、開発研究センターは運営活動経費をすべて外部資金により賄い、社会実装を目指した研究活動を行うものとする。

また、この仕組みの導入に併せて、これまで進めてきた研究センター見直し結果を踏まえ、研究センターから教育研究支援センター等への転換、研究センターの集約・再編、リサーチユニットへの転換を実施する。

R1：世界級研究拠点

R2：全国級研究拠点

R3：重点育成研究拠点

R4：育成研究拠点（リサーチユニット）

< KPI：平成28年度までにすべての研究センターの改組・再編・集約計画を策定し、当該計画に基づき改組再編集約を順次実施。

各研究センターに対する支援の内容・水準と各研究センターに付与される学内権能が、各段階に相応し、しかも全体として統合的であるように、平成30年度までに整理し、ルール化を実施。>

(戦略性が高く意欲的な計画)

(29) 平成31年度開始予定の「リサーチユニット強化事業」について募集要項及び審査要項を定め、支援対象となるリサーチユニットを決定する。また、平成32年度に実施予定の研究センターに対する中間評価に向け審査要項について検討する。

(29の2)「系」(以下のとおり)を中心に戦略的に研究を推進するとともに、計画29に掲げる学術的な先端研究センターの評価の仕組みの導入に際して、R1(世界級研究拠点)として認定された以下に示す研究組織に固有の人事機関を置き、重点的な研究分野における研究戦略に基づく柔軟で機動的な教員人事を可能にする。

系

人文社会系、ビジネスサイエンス系、数理物質系、システム情報系、
生命環境系、人間系、体育系、芸術系、医学医療系、図書館情報メディア系、学際研究系

R1(世界級研究拠点)

計算科学研究センター、生命領域学際研究センター(TARA)

(29の2)

R1(世界級研究拠点)に設置した人事委員会において、平成30年度の状況を踏まえ、引き続きそれぞれの研究戦略に基づく教員人事を進める。

(30)定量的・定性的指標に基づく客観的な研究組織評価を導入するとともに、各教員の研究活動をさらに高める観点から、適切なエフォート管理システムを確立する。

<KPI:平成28年度から客観的な組織評価を試行的に実施し、新たな評価手法の開発を含めて平成33年度までにエフォート管理システムを確立>

(30)定量的評価指標に基づく組織評価について、学群については学類単位(学科相当)、大学院については専攻単位等まで対象組織を拡大した評価を引き続き実施するとともに、人事給与マネジメント改革に向け、大学教員業績評価の在り方及びエフォート管理の制度設計について検討を行う。

(31)全学的な研究資源の戦略枠を設定するとともに、研究活動の評価に基づく資源の再配分システムを導入する。

(31)URAの機能強化による効果的な研究支援体制を確立するため、「URA40人体制」の構築に向けて、引き続きURAの配置を進める。

(32)学外の研究機関との連携・共用を進めるため、混合給与制度、年俸制を積極的に活用する。

(32)平成31年1月1日時点で32.4%に達した年俸制教員については、年俸制教員業績評価を的確に実施しつつ、引き続き年俸制の適用について推進する。
混合給与(平成31年1月1日時点で33人適用)については、研究開発法人や民間企業等との間における適用者の一層の増加を図る。

本学の研究成果について、社会から広く容易にアクセス・利用を可能にする具体的方策

(33) 効果的に科学技術研究を推進することでイノベーションの創出につなげることを目指し、研究者情報、機関リポジトリ、研究データリポジトリ等と連携した、網羅的でさまざまな用途に対応できる研究成果の統合的データベースを構築し、これらの情報を社会に発信するとともに、オープンサイエンスを推進する。

<KPI:平成33年度までに研究成果の統合的データベースを構築>

(33) 構築した研究成果の統合的データベースを着実に運用しつつ、更なる改善に向け、次世代の研究者情報等の在り方を検討するとともに、オープンサイエンスの推進に係る国内外の動向について情報収集する。併せて、機関リポジトリ(つくばリポジトリ)コンテンツの拡充及びORCID(Open Researcher and Contributor ID)の登録等を促進する。

5 研究の健全化を達成するための措置

公正で健全な研究環境の展開に関する具体的方策

(34) 研究倫理教育の実施、大学院教育における研究倫理科目の必修化などにより、研究における不正行為・研究費の不正使用の防止体制を充実する。

<KPI:教育課程の学位プログラムの移行に合わせて、平成30年度までに大学院教育における研究倫理科目を必修化>

(34) 論文受理報告書登録システムの利用を促進する。
研究倫理教育について、新たに採用又は転入した教員の登録及び受講確認、未受講者への通知を実施する。
平成30年度に策定した研究倫理科目の必修化方策の実施状況を検証し、改善を図る。
コンプライアンス全般に関する取組については、計画-56(P21)に記載。

6 産学連携機能とイノベーション創出に向けての目標を達成するための措置
能動的産学連携活動の推進に関する具体的方策

(35) 技術シーズを能動的に企業、投資家等のニーズにマッチングさせ、売り込んで行く新たなシステムを構築する。共同研究の間接経費及び知財収入の増により、ビジネスモデルの構築や戦略的な知財マネジメントを行うことができる技術移転マネージャー等の充実を通して産学連携機能の強化を自立的に行うなど正のリソース循環を実現するとともに、連携分野の整理・統合、事務職員等の効率的配置及び東京キャンパスを含むキャンパス機能再配置プランにより国際産学連携本部業務機能を強化する。また、研究や産学連携の成果を教員（研究者）や技術移転マネージャー等の評価や給与に反映させるなど、インセンティブを付与する制度を確立する。

<KPI:平成 24 年度に比べ、平成 33 年度において間接経費及び知財収入の合計を倍増。平成 33 年度までにインセンティブを付与する制度を確立>

(35) 産官学共創プロデューサーを増員し、Society5.0 を実現するビジネスを大学が得意とする学際融合研究で解決する M2B2A(Market to Business to Academia)を推進する。
民間共同研究費を増加させ、産学連携活動の自立化を推進する。
技術移転マネージャーの枠を産官学共創プロデューサーの枠に転換していく。

(36) 世界トップ企業との積極的連携を図り、包括協定締結や特別共同研究事業等の拡充により事業化を促進する。

<KPI:平成 24 年度に比べ、平成 33 年度において共同研究件数の 70%増を実現>

(36) 産学連携戦略を担当する大学執行役員を置き、引き続き世界トップ企業との連携を大学経営に資するべく体制を整備するとともに、国際オープンイノベーション強化に向けた取組みを開始する。
大型共同研究を増加させるため、引き続き特別共同研究事業や組織対組織連携の促進施策を推進する。

(37) 学群教育、大学院教育及び筑波研究学園都市の若手人材育成の中にデザイン思考とアントレプレナー教育を明確に位置づける。

<KPI:平成 30 年度までに学群の総合科目、大学院共通科目等としてアントレプレナーに関する科目を整備・充実する。また、平成 33 年度までにつくばクリエイティブキャンプ等の参加者を倍増。平成 31 年度につくば地域における起業家人材を育成する「つくばアントレプレナー教育センター（仮称）」を設置>

(37) 筑波クリエイティブ・キャンプ・ベーシック(TCCB)、筑波クリエイティブ・キャンプ・アドバンスト(TCCA)を開講するとともに、文部科学省補助事業グローバルアントレプレナー育成促進事業(EDGEプログラム)を引き続き実施し、起業家教育を提供する。
アントレプレナー教育プログラムとして総合科目及び自由科目を新たに開設し、起業家マインドを醸成するための講義等の受講者を増加させる。
教育課程において身につけさせるアントレプレナーに関する教育内容について検証の上、改善を図る。

筑波研究学園都市を中核とする産学連携機能を強化するための具体的方策

(38) 筑波研究学園都市内の大学、研究開発法人、企業研究所、その他の研究機関との一体的なエコシステムによるイノベーション研究プラットフォームとして ALL TSUKUBA イノベーション推進機構(仮称)を形成(つくば、秋葉原など)し、基礎研究と開発研究の橋渡し、大学と研究所間・プラットフォームを構成する研究所間の研究活動の協調を図り、大学院教育と研究活動の一体化等を推進する。また、附属病院と筑波研究学園都市内の関係医療機関、関係企業等との医工連携による臨床研究を一体的に推進する仕組みを整える。

<KPI:平成28年度にイノベーション創出のための一体的・一元的な基盤整備に関する筑波研究学園都市内関係機関等の協議組織(ALL TSUKUBA イノベーション推進機構(仮称))を立ち上げ、平成31年度にイノベーション創出・事業化を促進する「つくばイノベーションセンター(仮称)」及び「つくば医工連携臨床研究開発センター(仮称)」を設置>

(戦略性が高く意欲的な計画)

(38) オールつくばの産学連携推進の取り組みとして、つくば産学連携強化プロジェクトを核としたイノベーションの種(起業シーズ)を発掘及び育成する体制を拡大する。
医療技術開発のエコシステム構築を目指し、つくばライフサイエンス推進協議会との連携の下、アントレプレナーの育成のプログラム(Research Studio)を展開する。

(39) 筑波研究学園都市内の研究開発法人、企業、研究所との連携により、例えば、知的財産権に関する事務などを共同で処理したり、研究倫理や起業に関する研究者や職員の研修を共同で実施するなど、イノベーション創出のための一体的・一元的な基盤整備を順次進める。

<KPI:平成31年度に「つくば知的財産活用センター(仮称)」を設置>

(戦略性が高く意欲的な計画)

(39) つくば地区の知的財産の活用に関する教育を促進する機能として、これまでの検討を踏まえて知財創生を目的とした学内外組織の有機的連携を強化することとし、知財教育について、筑波研究学園都市内の研究機関と共有する場を構築する。

国際的な産学連携活動の展開に関する具体的方策

(40) 筑波研究学園都市を中核とする産学連携活動をさらに海外にも拡大し、海外企業との連携、海外大学との連携、海外研究ユニット招致等を含むグローバルな産学連携活動を推進する。

<KPI:平成24年度に比べ、平成33年度において海外企業との共同研究件数を倍増>

(40) 世界トップの創薬企業やAI・ロボティクス産業を中心に海外企業との連携を拡大し、海外企業との共同研究費について、引き続き増加を目指す。
海外企業等に研究成果を紹介するデレゲーションを派遣し、説明会を開催するとともに、サテライト構築を検討する。

7 筑波研究学園都市を含めた地域との連携に向けての目標を達成するための措置
環境・エネルギー問題に関する具体的方策

(41) 環境・エネルギー問題推進に係る、競争的資金獲得支援、重点的資源配分、CO2削減、目標の明確化、教職員や学生等の積極的取組の促進などの全学体制を整備するとともに、環境、エネルギー、経済の視点から、産官学民の連携により省エネルギー・低炭素社会を構築するプラットフォーム(つくば3Eフォーラム)と連携し、研究成果を社会に還元する。

(41) 筑波研究学園都市の自治体や研究機関等との連携を推進する取組として、つくば3Eフォーラムの活動を行い、環境・エネルギー等に関する社会的な課題に対して、タスクフォースを中心としたプロジェクト及び積極的な社会発信を実施する。
太陽光発電設備等を南地区に10KW程度導入するとともに、空調設備及び照明設備等の高効率機器への更新を推進する。

社会との連携・協力、生涯教育等の社会サービスに関する具体的方策

(42) 大学の知的ポテンシャルと社会の課題解決ニーズを双方向に結びつけることにより、大学と社会との教育・研究を通じた交流を推進するとともに、大学の知の発信として社会人に学びの場を積極的に提供するなど社会貢献を強化する。

さらに、児童、生徒、学生等に対するオリンピック・パラリンピック教育(ボランティア養成を含む)、競技力向上に向けた事業を通じて健康増進等に貢献する。

(42) 理数・情報分野で突出した能力を有する小中学生や将来グローバルに活躍しうる高度な科学的探究能力を有する高校生等を対象とした教育プログラムを推進する。
オリンピック・パラリンピック教育の一環として、全学を対象としたボランティア養成科目を開設し、特に障がい者支援に必要な知識・技能を習得した学生を育成する。

8 附属病院に関する目標を達成するための措置

次世代医療を担う医療人の育成に関する具体的方策

(43) 海外研修制度、アカデミッククリニカルプログラムなどのグローバルなキャリア支援等の強化及び卒前・卒後教育の一体的で魅力ある教育・研修プログラムの構築を通して、次世代医療人を育成する。また、広い分野を片寄りなく組織的に研修を行い、幅広い臨床能力を備えた医師・医療職等を養成するレジデント制度の拡充など機能強化を行い、高度医療人を育成する。

<KPI:平成 33 年度までに海外研修制度による派遣者を倍増>

(43) 次世代医療人を育成する一環として、引き続き、若手医師等海外派遣事業と茨城県グローバル人材育成プログラム等の拡充を図る。

高度医療人の育成に向け、医師に対しては平成 32 年度の初期臨床研修制度の改定に対応した新研修プログラムの作成等を行うとともに、看護師に対しては時代の要請に応じた特定行為研修の機能拡充を図る。

新たな医療技術・診断治療法の導入に関する具体的方策

(44) 粒子線治療（陽子線、BNCT）等の高度ながん治療及びスポーツ医学・健康科学による予防医療を推進し、新たな治療法や診断法など高度医療を提供する。

<KPI:平成 33 年度までに臨床研究を含めて BNCT 治療を開始>

(44) 次世代がん治療（BNCT）の一環として実施している皮膚悪性腫瘍に対する医師主導治験のための非臨床試験を完了させる。

つくば予防医学研究センターにおいて、人間ドックの安定的運用のため、乳がんドック枠の増設等による利用者の増加を図るとともに、認知症や男性機能などを対象とした新規オプションメニューを開始し、予防医療の研究を推進する。

地域医療における中核的医療機関としての機能充実に関する具体的方策

(45) 地域臨床教育センター等の拡充・強化により、地域医療従事者の診療・研修能力の向上を図るとともに、地域医療機関等との連携による循環型医療提供体制を構築してキャリア支援を充実する。また、中核的医療機関として地域連携を強化し、救急・災害医療における拠点機能を整備・充実する。

<KPI:平成 33 年度までに救急搬送された重症入院患者数を 30%増加>

(45) つくば市医師会とのネットワーク構築による医療連携の状況について検証を行い、改善策を検討する。

救急災害医療における部門別行動計画を策定し、災害時対応訓練を実施して有効性を評価する。また、平成 30 年度に設置した高次救命救急センターの運用状況について検証を行うとともに、防災ヘリによるドクターヘリの補完的運航を実施する。

地域臨床教育センター等の教育・研究機能について効果測定を行う。

産・官・学連携等の充実・強化による医療イノベーション創出に関する具体的方策

(46) 筑波研究学園都市等の研究機関及び民間等との連携により、がん、糖尿病等生活習慣病、難病・稀少疾病等の革新的な予防・診断・治療法を研究開発する。

<KPI:平成33年度までに予防・診断・治療法に関する医師主導の治験を6件以上着手>

(46) 予防・診断・治療法に関する医師主導の治験について、これまで4件着手してきたところに加え、新たに1件開始する。

(47) サイバニクス研究センター等との医工連携による新たな医療機器等の研究や、スポーツ医学、健康科学に関する医療サービスの確立に向けた研究を推進する。

<KPI:平成33年度までにスポーツ医学と健康科学を融合したセンターを設置>

(47) スポーツ医学・健康科学センターの利用者増加に対応し、医療サービス提供時間の拡大等を図り、幅広いスポーツ活動や年齢層に対するサービスの拡充など新たな利用者の開拓を進める。

病棟Bの拡充計画案においてつくばの諸機関との連携推進に必要なスペースの確保を図るなど、医工連携等の異分野交流を推進する。

9 附属学校に関する目標を達成するための措置

附属学校群の再編を含む人事、運営、経営面における改革の推進に関する具体的方策

(48) 大学の持つリソースの一層の活用、附属学校の学校種・キャンパスを超えた連携・再編の促進、国の規制緩和等をふまえた自己収入増を通して、スーパーグローバル大学創成支援事業、スーパーグローバルハイスクール事業や国際バカロレア教育による高大連携を通じたグローバル人材育成システムの構築、及び教育系の大学院と組織的に連携し高度な専門性をもつ教師の育成システムの構築を行う。

- (48) 大学と附属学校間の情報共有や研究協力の実態を検証し、課題を明確にして改善を図る。国際交流協定を締結した大学等と連携し、海外フィールドワークを取り入れた体系的な探究型教育メソッドの開発に取り組む。
他の機関との連携を視野に入れ、附属学校群の将来計画について検討を行う。

初等・中等教育及び特別支援教育における教育モデルを構築するための具体的方策

(49) 先導的教育拠点、教師教育拠点、国際教育拠点の成果を活かし全国の大学・附属学校と「コンソーシアム」を構築し、グローバルな素養を育てるカリキュラムを開発・提案する。それらの素養に基づき、体育系の大学院と組織的に連携しオリンピック・パラリンピック教育を全国に提案する。
<KPI:平成30年度までにグローバルな素養を育てるカリキュラムを開発>

- (49) 首都圏の国立大学の附属学校間で連携を図り、コンソーシアム構想等について検討するとともに、お茶の水女子大学附属学校と連携し、グローバル教育やキャリア教育のプログラム開発を進める。
平成30年度に開発し実践したオリンピック・パラリンピックボランティア育成プログラムの実施結果について検証を行い、2020年東京オリンピック大会への活用を検討する。

(50) 附属11校を全国的に教育を先導する学校群（クラスター）にとらえ、附属学校群の教科指導・行事・特別支援教育に関する教師の指導力の高さ、実践研究の豊かさなど附属学校各校の知見の蓄積を、附属学校群としての交流を通して共有し、深められる強みを活かすとともに、特別支援教育研究センターや全国の大学との協働体制を強化して、「筑波型インクルーシブ教育システムを目指したプログラム」を開発し、公開研究会や出版活動を通して全国的にその成果を還元する。
<KPI:平成31年度までに「筑波型インクルーシブ教育システムを目指したプログラム」を開発>

- (50) 附属学校群11校の児童生徒が参加する共同生活型及び共同学習プログラムの改善を図る。インクルーシブ教育実践のための教材・指導法を開発し、データベースのコンテンツの充実を図る。
附属学校群の教育資源を活かした多様な交流活動を展開し、その評価と改善を行う。

業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置

学長のリーダーシップの下での適正な体制の整備・活用に関する具体的方策

(51) 長期的な視点等から、大学運営のための調査・企画・立案等を行う体制を構築し、各教育研究組織の評価において新たに客観的指標に基づく評価を学内資源配分等に反映する。また、学内の各部署に局在する情報を統合的にマネジメントし、情報ガバナンスを強力に推進できる体制を構築する。このため、附属図書館、情報化推進課及び学術情報メディアセンター等の関連組織を再編成する。

(51) 学長直轄の大学経営改革室において、本学の財務基盤強化方策等について具体の検討を進め、学長に対して答申を行う。

定量的評価指標を用いた教育研究組織評価の結果等に基づく資源配分について、引き続き重点及び戦略的経費を活用して実施するとともに、他の資源配分へも拡大して実施する。

大学作成情報の所在情報等を管理するシステムである「大学作成情報マネジメントシステム」への大学作成情報のメタデータ登録について、収集対象を拡大し、登録する。また、タスクフォースや各部局等での分析活動からのフィードバック等により、システムの利用性を高めることを目的として、提供している情報の検証を行い、それを踏まえた情報の追加、改善等を行う。

IR活動の支援機能を強化するため、関連部署との連携を強化し、情報の統合的マネジメント基盤づくりを推進する。

(52) 経営協議会をこれまで以上のような様々なステークホルダーから構成されるようにするとともに、法定の審議事項以外について経営協議会学外委員と大学執行部の意見交換の場を設け、社会一般の視点からの意見を大学運営に反映させる。

(52) 経営協議会の開催にあつては、機動的で必要に応じた審議の場を設定する。なお、法定の審議事項以外について幅広い意見交換を行い、経営協議会学外委員からの多面的な意見を大学運営に反映させる。

教職員の個性と能力を最大限に発揮しうる人事制度の構築等に関する具体的方策

(53) 教員を対象とし、全学的かつ戦略的な視点からの教員任用を可能とするシステムへの改編、年俸制、混合給与等を活用した人事給与制度を実現する。また、個別の人事に際して当該業務内容を明確に定めるとともに、教員に関する総合的なデータベースを構築・活用することにより教員人事を客観的で厳格な評価に基づくものとする。また、教育研究の質の向上につながる適正な評価システムの整備・活用を進める。併せて若手・女性・外国人教員等配置を促進する。

さらに、40歳未満の優秀な若手教員の活躍の場を全学的に拡大し、教育研究を活性化するため、若手教員の雇用に関する計画に基づき、退職金に係る運営費交付金の積算対象となる教員としての雇用を、22%以上となるように促進する。

<KPI：若手教員 25%、女性教員 20%、外国人教員 10%、年俸制適用教員 30%、平成 27 年度に比べ、平成 33 年度において混合給与適用教員を倍増>

(53) 平成 31 年 1 月 1 日時点で 32.4%に達した年俸制教員については、引き続き適用教員の増加を図りつつ、年俸制教員業績評価を的確に実施する。

混合給与（平成 31 年 1 月 1 日時点で 33 人適用）については、研究開発法人や民間企業等との間における適用者の一層の増加を図る。

(54) 教員以外の職員については、柔軟で多様な人事制度を構築するとともに、職務評価を基本とする適切な評価の実施・運用を行う。また、業務の高度化・多様化に対応するため、OJTの強化、資格取得支援及び体系的な職員研修の実施等、職員のステージに応じた能力開発を行う。さらに、キャリアパス等の雇用条件を整備して高度専門職の学内外公募を推進するとともに、筑波研究学園都市の研究機関をはじめとする他機関等との人事交流・職員研修を推進する。

(54) グローバル化に対応できる職員育成のための各種研修プログラムを企画・実施するとともに、全部・室から当該研修への受講を促し、全学的な語学能力向上への意識の醸成を図る。「グローバル・コモンズ連携プログラム(事務職員を対象とした海外大学等での短期業務研修プログラム)」等の海外短期派遣プログラムに加え、パートナー大学への職員の長期派遣研修プログラムも実施することとし、これらへの円滑な参加を支援するため、本学留学生を活用したパートナー研修を拡大実施し、国際感覚を身に付ける機会を広げ、職員のグローバル化を推進する。

ダイバーシティ共生社会の実現に関する具体的方策

(55) ワークライフバランス相談体制の充実や育児クーポンの活用等による出産・育児・介護等に携わる教職員への就業環境を整備する。障害者や外国人等を含む多様な教職員への個別的状況に応じた相談体制の構築などによるきめ細やかな支援を行うとともに、学生のキャリア支援との有機的連携体制を構築する。また、男女共同参画社会の形成に向けて、女性管理職への登用を促進するなどして女性の活躍の場を拡大する。
<KPI: 女性管理職 20%程度>

(55) LGBT等に関する支援体制の充実に向けたFD/SDを2回以上実施する。

2 法令遵守等に関する目標を達成するための措置

法令遵守(コンプライアンス)の徹底に関する具体的方策

(56) ハラスメント防止を含めた法令遵守(コンプライアンス)の意識をより一層高めるため、階層別研修において必修の講義を開設するとともに、e-ラーニングによる研修を配信する。また、ハラスメント防止に係る対応を強化するため、常時カウンセラーを配置したハラスメント相談室を設置し、相談者に配慮した事案の早期解決及び啓発活動を推進する。

(56) 学内外のコンプライアンス違反事例を収集・検討のうえ、教職員研修での講義を通じてコンプライアンス意識の向上を図る。
コンプライアンス違反事例の収集・検証結果や最近の関連法令の改正内容を踏まえて、コンプライアンスマニュアルやコンプライアンスチェックリストを更新・拡充し、全教職員に周知する。
研究に係る不正防止に向けた取組については、計画-34(P13)に記載。
情報セキュリティに関する取組については、計画-57(P22)に記載。

安全性と柔軟性を併せ持つ情報セキュリティ環境の実現に関する具体的方策

(57) 国内外を通じて情報セキュリティの高度化が求められることに対応して、国際的にも通用する筑波大学情報セキュリティマネジメントシステムを構築する。このため、以下のような方策を講じる。

- (1) 大学構成員に対する情報セキュリティ教育の義務化
- (2) 情報セキュリティ監査を通じたリスクマネジメント
- (3) キャンパス情報ネットワークシステムのセキュリティ強化
- (4) 情報の機密性の格付けのキーワードによる情報の定義及び機密性に応じた情報の取扱手順の明確化と徹底
- (5) 機密情報を格納する専用システム及び利用端末の登録制や暗号化を義務付けた運用ルールの整備

(57) 情報セキュリティ対策の更なる徹底及びインシデントの防止に向け、以下のとおり実施する。
学生・教職員の e-ラーニング及びセミナーによる情報セキュリティ教育の徹底に向けた取組
セキュリティ監査の実施
次期キャンパスネットワークの検討
情報の盗難・漏えい防止のための総合的な情報セキュリティ対策（情報の格付け及び取扱制限に関する取扱い、機密情報格納専用システム（UTOS）の本運用状況の評価
コンプライアンス全般に関する取組については、計画-56（P21）に記載。

監事監査機能及び内部監査機能の一層の強化に関する具体的方策

(58) ガバナンスを含む法人全体の視点に立った実効性のある監事監査推進のため、質・量ともに必要十分な情報が速やかに監事のもとに集約されるよう、法人としてのサポート体制を強化する。また、不正が発生するリスクに対する重点的・効果的な内部監査の推進、会計監査人との連携による法人運営に対するより多角的な内部監査を実施する。

(58) 監事による重要文書の調査及び監事への重要事項の報告に関する制度の運用を通じて、監事の日常的な監査機能を強化する。
会計監査人とも連携し、不正が発生するリスクに対する重点的・効果的な内部監査を実施する。

3 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置 業務の効率化・合理化等に関する具体的方策

(59) 本部及び各組織において、組織編成及び事務手続きの重複の排除、業務の標準化等により業務の効率化・合理化を推進し、業務システムとしての機能を整備・高度化する。

(59) 業務システムの機能整備・高度化の一環として、更新後の教育情報システム（TWINS）及び関連システムの連携強化を図り、業務の効率化・合理化を推進する。

財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

- 1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置
外部資金獲得のための体制強化に関する具体的方策

(60) URA の活用などの戦略的な研究支援により大型の科研費などの獲得額を増加させるとともに、企業等からの共同研究件数（特別共同研究事業件数を含む）を飛躍的に増やす。

<KPI：平成 24 年度の企業等からの共同研究件数に比して、平成 29 年度に 50%増、平成 34 年度に倍増>

(60) URA 研究戦略推進室、国際産学連携本部、研究推進部、産学連携部の各組織の連携により、政策段階から公募及び社会実装に至るまでを見据えた研究資金獲得活動を強化し、獲得増加を図る。

多様な収入源の確保に関する具体的方策

(61) 授業料等について、文部科学省が定めた標準額を踏まえ適切な水準に見直しを行う。

(61) 平成 29 年度に策定した授業料と奨学金が一体となった経済支援の運用モデルについて、平成 30 年度の実施状況を踏まえ、引き続き検討する。また、財務状況の分析を行う等、授業料等の収入の在り方について検討する。

大学の多様な活動を支える基金の整備・運用等に関する具体的方策

(62) 教育・研究活動等の充実・支援のため、大学の活動を支援する多様な人材のネットワーク等を活用し、基金を着実に拡充する。また、大学の資産等を活用し、外部との連携によるものを含めて、新たな附帯事業の創出に取り組む。

さらに、奨学寄附金の増額を図り、奨学寄附金による教育研究以外の多様な継続的活動を可能とするため、従来の寄附講座制度及び寄附研究部門制度等を一元化して特別活動部門制度を設ける。特別活動部門においては、寄附者の意向に沿った教育、研究、診療その他多様な活動を行うこととする。

また、これにより、従来、寄附講座制度及び寄附研究部門制度、特別共同研究事業制度等に分かれている相談窓口・受入窓口を一元化する。

(62) 寄附金の増額のための戦略の方針と行動計画に基づき、体制等を整備し、寄附金の受入規模の持続的拡大を推進する。
ファンドレイザー 3 名を増員するとともに、50 周年基金に特化した寄附金獲得に向けた戦略を立て、活動を進めるとともに、附帯事業についても本格事業として展開する。
特別活動部門の活動を推進する。
研究資金情報サイト「RISS」による情報発信及び研究資金情報メーリングリストの学内購読数の増加を通して、研究助成金の増加を図る。

附属病院の安定的な経営に関する具体的方策

(63) 新たな診療機能の整備（新棟整備）や既存の診療機能の拡充等により永続的・安定的な経営基盤を確立する。また、ガバナンス機能の強化及びPFI・国立大学病院管理会計システム等を活用した効率的な病院運営を推進する。

- (63) 病棟B改修の実施設計対応を行うとともに、部門配置計画及び移行計画を確定し、診療機能の拡充・整備を図る。
対収益1%以上の黒字確保に向けた重点施策の策定及びフォローアップを行う。
施設・設備整備計画を反映した中長期財務シミュレーションを策定する。
投資事業に係る収支状況等の進捗管理を行う。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

国家公務員の人件費改革を踏まえた人件費抑制に関する具体的方策

(64) 学長のリーダーシップの下で持続的な財政維持に留意しつつ、今後の18歳人口の減少等を見据えて、より少ない人件費の下での教育研究組織及び教育研究活動並びに事務支援のあり方に関する検討を進め、中長期的な行動計画を策定する。教員については、戦略的な教員配置を可能とする人件費管理方式に基づく運用を行う。また、事務系職員については、戦略的な人事配置の流動化を積極的に進める。

- (64) 全学戦略ポイントや戦略的分野拡充ポイントの枠組みにより、戦略的な配置を推進する。事務系職員については、従来の戦略的配置の枠組みを検証し、新たな課題への対応等について検討した上で実効性のある配置を行う。

業務の合理化等による経費の抑制に関する具体的方策

(65) 契約業務など管理的業務の一元集中化等を進めるとともに、一定規模以上の事業の存廃などを評価するシステムの導入などにより経費の削減を行う。

- (65) 平成30年度に実施した契約業務等の一元集中化による効果の検証を踏まえ、最適な組織体制への再編整備を図るなど、更なる業務の効率化や経費節減を推進する。事業の存廃などを評価するシステムについて、平成30年度の試行を踏まえ、エビデンスに基づく意思決定システムの確立に向けた学内会議への本格導入を行う。

3 資産の運用管理の改善及び施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置
土地、施設等の効率的・効果的な運用管理に関する具体的方策

(66) 土地・施設等の活用計画の検証、機能の集約化により生じた資産の有効活用、土地処分収入の教育研究附帯事業への活用を行い、国の規制緩和に応じた取組を積極的に展開する。

- (66) 国の規制緩和に応じた取り組みを踏まえ、土地・施設の有効活用等の検討を実施するとともに、職員宿舎の再開発整備計画を検討の上、吾妻2丁目職員宿舎敷地の有効活用の検討を進める。
独身・単身用職員宿舎の再開発整備計画について検討を進める。

施設設備の整備、既存施設の計画的な維持管理を含めた施設マネジメントに関する具体的方策

(67) スペースチャージの全学導入により、部局専有面積の最適化を図り、重点を置く教育・研究分野及び競争的資金を獲得した研究分野に対して戦略的にスペースを配分するとともに、必要な財源を確保し計画的な維持管理を行う。また、土地の有効活用、教育研究機能の質の向上等の観点から、附属学校も含め、キャンパスマスタープランの充実を図る。施設設備の整備充実計画を検証し、グローバル・レジデンス整備計画をはじめとするグローバル化に対応した学生宿舎の整備充実などを、PFI 事業などの多様な方法により計画的に推進する。なお、現在 PFI 事業により実施中の生命科学動物資源センター整備事業及び附属病院再開発事業についても、着実に実施する。

- (67) スペースチャージ制度により専有面積の最適化を図るとともに教育研究環境の維持管理を進める。
グローバルレジデンス整備事業を着実に実施する。
施設設備の整備充実計画を検証するとともに、既存学生宿舎等の計画的な修繕を実施する。引き続き、キャンパスマスタープランの見直し及びインフラ長寿命化計画（行動計画）に基づく個別設計の策定について検討を進める。
民間資金の活用による施設整備事業について検討及び実施する。

自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

自己点検・評価の充実に関する具体的方策

(68) 第三者評価と連動した自己点検・評価を実施し、システムの改善・充実を進めつつ、評価結果を教育研究と大学運営の改善に活用する。

- (68) 人事給与マネジメント改革に向け、大学教員業績評価の在り方及びエフォート管理の制度設計について検討を行うとともに、定量的評価指標に基づく組織評価について、教育の質保証につながる指標の在り方等の検討を行う。
自己点検評価に基づく業務実績報告と財務経営レポートの統合版作成による情報公開について検討を行う。

2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置

最先端の知識情報基盤及び知の集積・発信システムの整備・運用に関する具体的方策

(69) 研究者が必要とする学術情報の提供を強化し、附属学校等との高大連携を支援し、地域への公開事業を拡大する。学生の新しいタイプの学習スタイルに対応した次世代学習スペースを整備する。また、オープンアクセス方針を策定し、貴重書及び学内紀要等を登録して、教育研究成果の保存・発信としてのつくばリポジトリのコンテンツを充実させる。

- (69) 次期電子ジャーナル等整備方針の策定に向け、必要な調査を行う。
「次世代学習スペース整備検討タスクフォース」において、快適な学習環境の整備計画を策定する。
つくばリポジトリコンテンツ拡充のため、本学貴重書のメタデータ登録を実施する。
附属高校向け「高大連携図書館サービスパッケージ」を提供し、図書館サービス向上を図る。
附属図書館所蔵の「オリンピック関係資料」を中心とした特別展を開催する。

大学情報の積極的な発信・提供に関する具体的方策

(70) 教育研究成果を的確に捕捉し、グローバル社会のさまざまなステークホルダーに分かりやすいかたちで積極的に発信することにより、世界的な教育研究の拠点として、本学の特色・魅力や教育研究内容及び運営状況等について、戦略的広報を展開する。

- (70) 留学希望者に向けた情報発信の強化に向け、本学留学生へのインタビュー結果を踏まえて英語基幹サイトの改修を実施する。

(71) 公文書館(アーカイブズ)を設置し、歴史的文書等の保存・公開を進めるとともに、大学設立50周年に向けて50年史の編纂を行う。

< KPI : 平成30年度までに公文書館(アーカイブズ)を設置 >

- (71) 年報と研究紀要を兼ねた「筑波大学アーカイブズ年報」を発行し、アーカイブズ学関連諸学の研究成果の発信を図る。
筑波大学50年史編纂に向けて、筑波大学及び前身校に関する資料の所在と伝来を調査し収集を行うとともに、収集資料の選別・データ化を行う。

その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 安全管理に関する目標を達成するための措置

危機管理体制の強化に関する具体的方策

(72) 安全・安心な教育研究環境を確保するため、想定される危機とその対応体制・システムの点検・整備、危機管理マニュアルの改善・充実、啓発活動の充実を図るなど、全学のリスクマネジメント体制を充実・強化する。また、大規模災害等の発生に備え、筑波研究学園都市などに所在する他機関との相互支援体制を構築する。

(72) リスクマネジメントセミナーを実施し、実施内容や理解度に関するアンケート等の結果を踏まえて内容の充実を図るとともに、リスク事象に対応するマニュアルの見直しを行う。つくば市等近隣機関と協働して初動対応の訓練を実施する等、大規模災害発生時の相互支援体制について検討を行う。

安全管理・事故防止に関する具体的方策

(73) 安全衛生に関する教育として学群生対象に開講している科目では受講者が年々増加していることなどから、安全技術の習得を目指した実践的な科目を新たに開講し、カリキュラムを充実させる。また、事故を未然に防止するため、学内全域で職場巡視を行う衛生管理者に対してスキルアップ研修を行う。さらに、化学物質の管理については、薬品・高圧ガス管理システムを活用した自己点検に加えて毒物・劇物の保管状況の実地調査を実施することにより、安全管理の徹底と意識の向上を図る。

< KPI : 平成 30 年度までに 4 科目開講 >

(73) 教育課程において習得させる安全技術の実践的な内容について、開講科目の実施状況を検証し、改善を図る。
学内全域で職場巡視を行う衛生管理者に対するスキルアップ研修を行うとともに、巡視マニュアルの内容について検証し、改善を図る。
毒劇物の保管状況に関する実地調査の試行結果を踏まえ、管理体制に関する検証及び改善を行う。

予算（人件費の見積りを含む。） 収支計画及び資金計画

別紙参照

短期借入金の限度額

短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

10,163,527 千円

2 想定される理由

運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることが想定されるため。

重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

1 重要な財産を譲渡する計画

・該当なし

2 重要な財産を担保に供する計画

・附属病院の施設・設備の整備に必要な経費の長期借入れに伴い、本学の土地及び建物について、担保に供する。

剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、

・教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

その他

1 施設・設備に関する計画

<ul style="list-style-type: none">・附属病院再開発事業（PFI事業20-8）・病棟B改修・基幹・環境整備（ブロック塀対策）・総合研究棟改修（外国語・学術情報メディアセンター）・総合研究棟改修（人間系2A棟）・総合研究棟改修（人間系）・総合研究棟改修（自然系）・ライフライン再生（熱源設備）・ライフライン再生（電気設備）・ライフライン再生（ガス設備）・体芸食堂改修・校舎改築（小茂根：附特）・小規模改修	総額 7,861	施設整備費補助金（5,959） 大学改革支援・学位授与機構 施設費交付金（114） 自己収入（1,788）
---	-------------	--

『「施設整備費補助金」のうち、当年度当初予算額3,833百万円、前年度よりの繰越額のうち使用見込額2,126百万円』

注) 金額については見込みであり、中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合い等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。

2 人事に関する計画

- (1) 年俸制教員業績評価を的確に実施しつつ、引き続き年俸制の適用について推進する。
- (2) 平成27年度に導入した混合給与制度の適用教員の増加を図る。
- (3) 財政維持を勘案しつつ、戦略的な教員配置が可能となるように全学戦略ポイント及び戦略的分野拡充ポイントを運用する。
- (4) 海外教育研究ユニット招致等を活用した外国人教員の雇用拡大を図る。
- (5) 全学的かつ戦略的な視点からの教員任用を引き続き実施する。

(参考1) 平成31年度の常勤職員見込数 3,740人
また、任期付職員の見込みを 755人とする。

(参考2) 平成31年度の人件費総額見込み 48,096百万円

(別紙) 予算、収支計画及び資金計画

1. 予算

平成31年度 予算

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	40,307
施設整備費補助金	5,959
船舶建造費補助金	0
補助金等収入	2,411
大学改革支援・学位授与機構施設費交付金	114
自己収入	45,975
授業料、入学金及び検定料収入	9,296
附属病院収入	34,133
財産処分収入	475
雑収入	2,071
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	13,231
引当金取崩	663
長期借入金収入	0
貸付回収金	5
目的積立金取崩	577
出資金	0
計	109,242
支出	
業務費	81,351
教育研究経費	47,958
診療経費	33,393
施設整備費	7,861
船舶建造費	0
補助金等	2,411
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	13,231
貸付金	5
長期借入金償還金	4,383
大学改革支援・学位授与機構施設費納付金	0
出資金	0
計	109,242

[人件費の見積り]

期間中総額 48,096百万円を支出する。(退職手当は除く。)

注) 退職手当については、国立大学法人筑波大学退職手当規程に基づいて支給することとする。

注) 「運営費交付金」のうち、当年度当初予算額39,427百万円、前年度よりの繰越額のうち使用見込額880百万円。

注) 「施設整備費補助金」のうち、当年度当初予算額3,833百万円、前年度よりの繰越額のうち使用見込額2,126百万円。

注)「財産処分収入」のうち、当年度予算額475百万円、前年度よりの繰越額のうち使用見込額475百万円。

注)施設整備費補助金、大学改革支援・学位授与機構施設費交付金、長期借入金収入は、「施設・設備に関する計画」に記載した額を計上している。

注)産学連携等研究経費及び寄附金事業費等は、産学連携等研究収入及び寄附金収入等により行われる事業経費を計上している。

注)長期借入金償還金については、償還計画に基づく所要額を計上している。

注)「産学連携等研究収入及び寄附金収入等」のうち、当年度予算額8,839百万円、前年度よりの繰越額のうち使用見込額4,392百万円。

2. 収支計画

平成31年度 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	
經常費用	98,936
業務費	89,837
教育研究経費	13,233
診療経費	18,760
受託研究経費等	7,681
役員人件費	203
教員人件費	27,135
職員人件費	22,825
一般管理費	2,887
財務費用	373
雑損	0
減価償却費	5,839
臨時損失	0
収益の部	
經常収益	99,428
運営費交付金収益	35,978
授業料収益	7,848
入学金収益	1,377
検定料収益	322
附属病院収益	34,133
受託研究等収益	9,133
補助金等収益	2,034
寄附金収益	2,651
施設費収益	691
財務収益	27
雑益	3,064
資産見返運営費交付金等戻入	1,265
資産見返補助金等戻入	565
資産見返寄附金戻入	340
資産見返物品受贈額戻入	0
臨時利益	0
純利益	492
目的積立金取崩益	24
総利益	516

注) 総利益(516百万円)の要因は、借入金元金償還額、固定資産の取得見込額及びPFI事業費と減価償却費の差額(511百万円)、リース債務元本と減価償却費の差額(5百万円)によるもの。

注) 受託研究経費等は、受託事業費、共同研究費及び共同事業費を含む。

注) 受託研究等収益は、受託事業収益、共同研究収益及び共同事業収益を含む。

3. 資金計画

平成31年度 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	114,849
業務活動による支出	92,278
投資活動による支出	8,567
財務活動による支出	7,639
翌年度への繰越金	6,365
資金収入	114,849
業務活動による収入	100,569
運営費交付金による収入	39,427
授業料・入学金及び検定料による収入	9,296
附属病院収入	34,133
受託研究等収入	9,133
補助金等収入	2,411
寄附金収入	3,079
その他の収入	3,090
投資活動による収入	6,078
施設費による収入	6,073
その他の収入	5
財務活動による収入	0
前年度よりの繰越金	8,202

注) 施設費による収入には、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構における施設費交付事業に係る交付金を含む。

年度計画 別表				
学 群	人文・文化学群	人文学類 比較文化学類 日本語・日本文化学類	480人 320人 160人	
	社会・国際学群	社会学類 国際総合学類	340人 320人	
	人間学群	教育学類 心理学類 障害科学類	140人 200人 140人	
	生命環境学群	生物学類 生物資源学類 地球学類	320人 500人 200人	
	理工学群	数学類 物理学類 化学類 応用理工学類 工学システム学類 社会工学類	160人 240人 200人 500人 520人 480人	
	情報学群	情報科学類 情報メディア創成学類 知識情報・図書館学類	340人 220人 420人	
	医学群	医学類 看護学類 医療科学類	813人 300人 154人 (うち医師養成に係る分野 813人)	
	体育専門学群		960人	
	芸術専門学群		400人	
	大 学 院	人文社会科学研究科	哲学・思想専攻	30人(5年一貫課程)
			歴史・人類学専攻	60人(5年一貫課程)
文芸・言語専攻			100人(5年一貫課程)	
現代語・現代文化専攻			44人	
			[うち前期課程 20人 後期課程 24人]	
国際公共政策専攻			60人	
		[うち前期課程 30人 後期課程 30人]		
		国際地域研究専攻	72人(修士課程)	
		国際日本研究専攻	107人	
			[うち前期課程 50人 後期課程 57人]	
ビジネス科学研究科	経営システム科学専攻	60人(前期課程)		
	企業法学専攻	60人(前期課程)		
	企業科学専攻	69人(後期課程)		
	法曹専攻	108人(専門職学位課程)		
	国際経営プロフェッショナル専攻	60人(専門職学位課程)		

大 学 院	数理物質科学研究科	数学専攻	90人	
				〔うち前期課程 54人 後期課程 36人〕
		物理学専攻	160人	
				〔うち前期課程 100人 後期課程 60人〕
		化学専攻	144人	
				〔うち前期課程 96人 後期課程 48人〕
		ナノインテリジェンス・ナノテクノロジー専攻	75人(後期課程)	
		電子・物理工学専攻	156人	
				〔うち前期課程 108人 後期課程 48人〕
		物性・分子工学専攻	161人	
			〔うち前期課程 122人 後期課程 39人〕	
	物質・材料工学専攻	27人(後期課程)		
	システム情報工学研究科	社会工学専攻	294人	
				〔うち前期課程 216人 後期課程 78人〕
		リスク工学専攻	96人	
				〔うち前期課程 60人 後期課程 36人〕
		コンピュータインテリジェンス専攻	310人	
				〔うち前期課程 226人 後期課程 84人〕
	知能機能システム専攻	288人		
			〔うち前期課程 216人 後期課程 72人〕	
	構造エネルギー工学専攻	184人		
			〔うち前期課程 136人 後期課程 48人〕	
	生命環境科学研究科	地球科学専攻	78人(前期課程)	
		生物科学専攻	176人	
				〔うち前期課程 98人 後期課程 78人〕
		生物資源科学専攻	212人(前期課程)	
		環境科学専攻	138人(前期課程)	
国際連携持続環境科学専攻		12人(前期課程)		
地球環境科学専攻		33人(後期課程)		
地球進化科学専攻		24人(後期課程)		
環境バイオマス共生学専攻		105人(5年一貫課程)		
国際地縁技術開発科学専攻		66人(後期課程)		
生物圏資源科学専攻		60人(後期課程)		
生物機能科学専攻		63人(後期課程)		
生命産業科学専攻		36人(後期課程)		
持続環境学専攻		36人(後期課程)		
先端農業技術科学専攻	18人(後期課程)			
人間総合科学研究科	フロンティア医科学専攻	100人(修士課程)		
	看護科学専攻	54人		
			〔うち前期課程 30人 後期課程 24人〕	
	スポーツ健康システムマネジメント専攻	48人(修士課程)		
	教育学専攻	36人(前期課程)		
	教育基礎学専攻	24人(後期課程)		
学校教育学専攻	18人(後期課程)			
心理専攻	32人(前期課程)			

大 学 院		心理学専攻	18人(後期課程)	
		障害科学専攻	120人	
				[うち前期課程 90人]
				後期課程 30人]
		生涯発達専攻	92人(前期課程)	
		生涯発達科学専攻	18人(後期課程)	
		ヒューマン・ケア科学専攻	54人(後期課程)	
		感性認知脳科学専攻	58人	
				[うち前期課程 28人]
				後期課程 30人]
		スポーツ医学専攻	30人(後期課程)	
		体育学専攻	230人(前期課程)	
		体育科学専攻	45人(後期課程)	
		生命システム医学専攻	112人(医学の課程)	
		疾患制御医学専攻	136人(医学の課程)	
		コーチング学専攻	15人(後期課程)	
		芸術専攻	150人	
				[うち前期課程 120人]
				後期課程 30人]
			世界遺産専攻	30人(前期課程)
		世界文化遺産学専攻	21人(後期課程)	
	* ｽﾎｰﾝｽﾎｰﾝ国際開発学共同専攻	10人(修士課程)	(16人)	
	* 大学体育ｽﾎｰﾝ高度化共同専攻	9人(後期課程)	(15人)	
		国際連携食料健康科学専攻	18人(修士課程)	
	図書館情報メディア研究科	図書館情報メディア専攻	137人	
			[うち前期課程 74人]	
			後期課程 63人]	
	教育研究科	ｽｶｰﾘｰﾝﾞｰﾝｯﾌﾟ 開発専攻	39人(修士課程)	
		教科教育専攻	160人(修士課程)	
附 属 学 校	附属小学校	768人		
		学級数 24		
	附属中学校	600人		
		学級数 15		
	附属駒場中学校	360人		
		学級数 9		
	附属高等学校	720人		
		学級数 18		
	附属駒場高等学校	480人		
		学級数 12		
	附属坂戸高等学校	480人		
		学級数 12		
	附属視覚特別支援学校	252人		
		学級数 37		
附属聴覚特別支援学校	272人			
	学級数 40			
附属大塚特別支援学校	76人			
	学級数 13			
附属桐が丘特別支援学校	141人			
	学級数 31			
附属久里浜特別支援学校	54人			
	学級数 18			

* : 大学院設置基準第31条の規定に基づく共同教育課程であって、その収容定員は本学に係るものである。なお、()内に当該共同教育課程全体の収容定員を示す。